

ご旅行条件書

(国内手配旅行)

旅行企画・実施:



株式会社 阪急トラベルサポート

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読みください。

1. 手配旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社阪急トラベルサポート[観光庁長官登録旅行業第681号](以下、「当社」といいます。)が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と手配旅行契約を締結することになります。
- (2)「手配旅行契約」(以下「旅行契約」といいます。)とは、当社がお客様のご依頼により、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3)当社が善良な管理者の注意をもって、旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供についての契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときは、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)をお支払いいただきます。
- (4)旅行契約の内容・条件は、別途お渡しする航空券、乗車船券、宿泊券、各種バウチャー等に記載するほか、本ご旅行条件書並びに当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。
- (5)当社が法令に反せず、かつ、お客様に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先します。
- (6)当社は、旅行契約の履行にあたり手配の全部、又は一部を他の旅行者又は手配を業としておこなう補助者(以下「手配代行者」といいます。)に代行させることがあります。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1)当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、所定の申込金を添えてお申し込みください。申込金は、旅行費用、取扱料金又は取消料その他お客様が当社に支払うべき金銭の全部又は一部として取り扱います。
- (2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。
- (3)当社は、本項(2)にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく旅行契約の締結を承諾することがあります。この場合、契約の成立時期は、当該書面に明記します。
- (4)当社は、航空券、乗車船券、宿泊券、各種バウチャーの手配のみを目的とする旅行契約にあつては、口頭によるお申し込みを受け付けることがあります。この場合、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。
- (5)当社は、旅行契約を締結したときは、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。但し、当社が支配するすべての旅行サービスについて航空券、乗車船券、宿泊券、各種バウチャーその他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、契約書面を交付しないことがあります。
- (6)通信契約による旅行契約の締結をおこなうお客様との旅行条件
 - ①お客様は、(1)の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。
 - ②通信契約は、①申し込みを承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
 - ③お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、お申し込みをお断りする場合があります。
- (7)お客様が下記の①～③の何れかに該当した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
 - ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為をおこなったとき。
 - ③お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為をおこなったとき。
- (8)当社は、業務上の都合があるときは、旅行契約の締結に応じないことがあります。

3. 旅行代金の支払い時期と変更

- (1)旅行代金とは、利用する運送・宿泊機関等の運賃・料金等に対して支払う旅行費用並びに第5項に定める旅行業務取扱料金(変更手数料及び取消手数料を除く)を合算したものをいいます。
- (2)お客様は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し旅行代金をお支払いいただきます。尚、航空券、乗車船券、宿泊券、各種バウチャー等の手配のみを目的とする旅行契約にあっては、それらをお渡しする際にお支払いいただく場合があります。
- (3)当社は、旅行開始前において、利用する運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動等の事由により、旅行代金の変動が生じた場合、当該旅行代金を変更することがあります。この場合において、旅行代金の増額又は減額はお客様に帰属します。
- (4)当社は、通信契約を締結したときは、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくしての旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。

4. 団体・グループ手配

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ旅行契約について、以下により取り扱います。

- (1)当社は、契約責任者がその団体・グループを構成するお客様(以下「構成員」といいます。)の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているとみなし、当該旅行契約に関する取引等を当該契約責任者との間でおこないます。
- (2)契約責任者は、契約締結後当社の定める期日までに、構成員の名簿を当社に提出し、又人数を当社に通知していただきます。契約責任者は、名簿の提出の際には、当社の個人情報の取扱規程に従い、構成員に対し構成員の個人情報の内容と目的及び提供先について通知し、了承を得ていただきます。
- (3)当社は、契約責任者が構成員に対して負う債務又は義務についてはなんら責任を負うものではありません。
- (4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、あらかじめ契約責任者が選出した当該旅行の構成員を契約責任者とみなします。
- (5)当社は、契約責任者と旅行契約を締結する場合に、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがあり、その場合にはその旨を記載した書面を交付し、旅行契約は当社が書面を交付したときに成立するものとします。

5. 旅行業務取扱料金

当社は、旅行の手配、クーポン類の発行、添乗員の同行、旅行相談等の業務に対し、次の旅行業務取扱料金(以下、「取扱料金」といいます。)を申し受けます。

(1)取扱料金

内容		料金	
運送機関と宿泊機関等との手配が 複合した場合	団体手配旅行・個人旅行 いずれも	旅行費用総額の	20%
運送機関と宿泊機関等を単一に手配した場合		1件につき	5,400円
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)		添乗員1人1日につき	32,400円
お客様の依頼により緊急に現地手配等の通信連絡を行った場合		1件につき (電話料等の通信実費は別)	1,080円

1. 旅行費用とは、旅行サービスの提供を受けるため、運賃・宿泊料その他の名目で運送・宿泊機関等に支払う費用をいいます。
2. 旅行契約に基づき手配した結果、運送・宿泊機関等が満席等の理由で予約できなかった場合であっても、当社は所定の取り扱い料金を申し受けます。
3. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
4. 手配日、利用日、利用区間・運送機関等が異なる場合は、それぞれ1件として扱います。
5. 上記料金には消費税が含まれています。

(2)旅行相談料金

区分	内容	料金	
観光旅行	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで) 以降30分ごと	3,240円 1,080円
	(2)旅行日程表の作成	1件につき	3,240円
	(3)旅行に必要な費用の見積り(運送機関と宿泊 機関等の手配が複合した旅行の場合)	1件につき	3,240円
	(4)運送機関の運賃・料金の見積り	1件につき	2,160円
	(5)旅行地、及び運送、宿泊機関等に関する 情報提供	資料(A4版)1件につき	2,160円
お客様の依頼による出張相談		上記(1)から(5)までの料金 (交通費は別)	5,400円増

1. 上記料金は、1人又は1件を対象とした料金です。
2. 上記の各該当料金は、合算して申し受けます。
3. 上記料金には消費税が含まれています。

6. 旅行契約内容の変更

- (1)お客様は、当社に対し旅行契約内容の変更を求めることができます。この場合、当社は可能な限り旅行契約内容の変更の求めに応じます。また、契約内容の変更によって生じる旅行代金の増額はお客様に帰属します。
- (2)旅行契約内容変更のために、運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料があるときは、これをご負担いただくほか、下記の変更手数料金を申し受けます。

変更手数料金	1件につき	1,080円
1. 運送機関、宿泊機関の取消料とは別のものです。 2. 上記料金には消費税が含まれています。		

7. お客様による旅行契約の解除と払い戻し

- (1)お客様のご都合により旅行契約を解除される場合は、次の料金を申し受け、残額があればこれを払い戻します。
 - ①第5項に定める取扱料金
 - ②お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用
 - ③お客様がいまだ提供を受けておられない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の旅行サービス提供機関に支払う費用
 - ④③の旅行サービスの手配の取消しに係る次の取消手数料金

内容		料金	
運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	団体の場合	旅行費用総額の	20%
	個人の場合	1件につき	4%(10,800円以内)
運送機関と宿泊機関等を単一手配した場合		1件につき	1,080円
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)		添乗員1人1日につき	21,600円
お客様の依頼により緊急に現地手配等の通信連絡を行った場合		1件につき (電話料等の通信実費は別)	1,080円
1. 運送機関、宿泊機関の取消料とは別のものです。 2. 上記料金には消費税が含まれています。			

- (2)お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。この場合、当社はお客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用を除き、残額を払い戻します。
- (3)お客様が所定の期日までに旅行代金を支払われないとき、又はお客様が第2項(7)①～③の何れかに該当することが判明したとき、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、当社は第5項に定める取扱料金及び取消手数料金並びに旅行サービス提供機関等に対し取消料・違約料等の名目で支払う費用を申し受けます。
- (4)通信契約を締結した場合であっても、お客様がお持ちのクレジットカードが無効になる等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき、当社は旅行契約を解除することがあります。このばあい、当社は第5項に定める取扱料金及び取消手数料金並びに旅行サービス提供機関等に対し取消料・違約料等の名目で支払う費用を申し受けます。

8. 当社による旅行契約の解除と払い戻し

- (1)当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由により旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった場合、又は不可能となるおそれが極めて大きいと判断される場合は、お客様と相談の上、旅行契約を解除することがあります。
- (2)本項(1)の場合、当社は次の料金を申し受け、残額があればこれを払い戻します。
 - ①お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用
 - ②お客様がいまだ提供を受けておられない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の旅行サービス提供機関に支払う費用

9. 旅行代金の精算

当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しないときは、旅行終了後速やかに精算いたします。

10. 当社の責任

- (1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。
- (2)本項(1)の規定は、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して、通知があった場合に限りです。
- (3)お客様が、次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。但し、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

- ③官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④自由行動中の事故
 - ⑤食中毒
 - ⑥盗難
 - ⑦運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (4)手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。但し、損害の如何にかかわらず、当社の賠償額はお一人様当り最高15万円まで(当社に故意又は重過失がある場合を除きます。)とします。尚、現金、貴重品、重要書類、薬品・化粧品・食料品等の消耗品、撮影済フィルム、記録媒体に書かれた原稿、その他壊れ物等については賠償の責を負いません。

11. お客様の責任

- (1)当社は、お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)の規定を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務、その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に万が一、契約書面に記載された旅行サービスと異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

12. 旅行条件・旅行代金の基準

本ご旅行条件書は、旅行契約締結年月日の時点において有効なものとして公表されている運賃・料金・適用規則又は認可申請中の運賃・料金・適用規則を基準として算出しています。

13. 個人情報のお取り扱いについて

お客様よりお預かりする個人情報のお取り扱いについては、別紙「個人情報の取り扱いについて」をご参照ください。

14. その他

- (1)当社の手配旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスにかかわるお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社におこなっていただきます。
- (2)当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (3)この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社へご請求ください。